

～ 6月23日から29日は男女共同参画週間～

“らしさとは 男とか女ではなく 自分らしさ” “違いを認めて 支えよう 一人ひとりが輝くために”

令和2年度下野市だれもが輝く男女共同参画標語コンテスト最優秀作品

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、男性と女性が、職場、学校、地域、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会のことを指します。そのような社会を実現するためには、皆さん1人ひとりの取り組みが必要です。

「多様性」という言葉がいろいろなところから聞こえてくる時代。『自分らしさ』を大切に、性別や固定観念にとられない自由な発想で、あらゆる可能性を信じられる社会を実現していきましょう。

パネル展示を行います

男女共同参画に関するパネル展示を行います。
※同じ内容を市ホームページにも掲載します。

■期間 6月30日(水)まで

■場所 市役所
市民ロビー



昨年度の展示の様子

男女共同参画クロスワードパズルに挑戦してみよう！

- パズルのA～Dに入る文字を並べてできるキーワードはなんでしょう？
- 正解者の中から抽選で50名の方に、道の駅しもつけの商品券500円分をプレゼント。
- ■対象者 市内に在住・在学・在勤の方
- ■申込方法 ハガキ、FAX、メール、ホームページの申し込みフォームから、必要事項を郵送または送信
- ■必要事項 キーワード、氏名、住所、年齢、学校名または勤務先（市外在住の方のみ）
- ■申込期限 7月5日(月)（必着）
- ■申し込み・問い合わせ先
市民協働推進課
☎(32)8887 FAX (32)8606
〒329-0492 笹原26
✉shiminkyoudousuishin@city.shimotsuke.lg.jp
URL <https://www.city.shimotsuke.lg.jp/0813/info-0000005592-0.html>



縦のヒント

- 1…「多様性」を表す英語（37ページのコラム参照）。
- 2…下野市が発行している、男女共同参画参画情報紙のタイトル。
- 3…男女の労働者間にある格差の解消のため、企業が行う取り組みを「〇〇〇〇アクション」といいます。
- 4…DV被害にあり、困ったときはここに相談してください。「下野市女性相談（DV）ホット〇〇〇」
- 5…両親がともに育児休業を取得する場合は、「パパ・ママ育休〇〇〇」で育休期間を延長できます。

横のヒント

- 6…家事や育児、ボランティアなど、金銭的な見返りが無い仕事のことを、「アン〇〇〇ワーク」と呼びます。
- 7…殴る、蹴るだけが家庭内暴力ではありません。脅す、無視する、行動を制限するなど、心を傷つけるのは「〇〇〇〇的暴力」です。
- 8…部下の仕事と生活の両立を考えながら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（ボス）のこと。
- 9…社会的・文化的に形成された性別・性差のこと。身体的性別のことは「セックス」といいます。

10…働きたい女性の個性と能力を発揮できる環境づくりのために、2015年に制定された法律。「女性活躍〇〇〇〇法」

キーワード

アンコンシャス[A] [B] [C] [D]

■ヒント 広報しもつけ2月号33ページ

